

資料

會津地方商業發達史序論

——特に株仲間資料を中心に——

庄 司 吉 之 助

一、序

第一部 商業及産業概観

一、會津領内産業構造並商業事情

- 一、商業及産業の發展過程
- 一、領内産業と商業

第二部 商業資本と株仲間

一、封建都市構築と商業の形成

- 一、會津領内市場形成過程
- 一、株仲間の發展と其特質

第三部 幕末の産業と商業事情

一、藩政改革と江戸物産會所

- 一、江戸問屋と商業事情
- 一、會津藩物産專賣制類似仕法と株仲間
- 一、結 び

一、序

會津地方の農・工産物は江戸時代より明治、大正期を通じて

米、酒造、漆器、蠟、陶器、生糸、煙草、麻、人參等の諸生産

が行はれ、江戸時代には會津米の廻米、漆器、其他の諸農工品

が特に領内重要産業として生産された。右の内米、酒造は暫ら

く措くも、漆器、陶器は明治以降現在に於て主要産業をなして  
ある。又現在漆、蠟、生糸、煙草、麻、人參、その他の農産物

及林産物は多かれ少かれ工業と關聯し、特に漆は漆器と密着

して來た。かくの如く農産物と工産物が非常に關係が深い事と

しかも會津地方にかく多種の諸生産が行はれた事は一は地域の

な經濟事情によるとも云へる。併し、工産物の殆どが農業生産

なしには立て行けないこと、茲に會津地方産業の特質、延びては日本中小商工業問題の特質に關聯されるのではあるまいか換言すれば會津地方の産業の構造及び生産様式は零細農家の副業生産とこれを地盤として立つてゐる中小工業的經營であるとすゝる事が出来るのであつて、この事は日本の經濟構造に通じてゐるといへる。

商業に於ては、この中小工業的經營を土臺として立つてゐるかに見えるが、實はかゝる經營形態を可能とし、存續せしむるところに中小商業の問題があるのではないが、問題は商業従つて産業の構造にかゝはつてゐると思はれる。

私は右の如く推測し、今日の中小商工業の編成替に際して會津地方の中小商工業の發達について、それが産業の構造の闡明と關聯しつゝ極めて概略的に、しかも徳川期を中心に一先づ究明するつもりである。ところで、お断りしなければならぬのは會津領産業の構造並に商業制度の把握は充分な資料を必要とし相當の日時を要するので、此度は私が取材蒐集した範圍の極めて小部分な資料紹介を兼ねた概説を行ひ、細部の研究は他の機會にする事としたい。従つて本稿の目的は、一、資料の所在及内容の若干の紹介。二、取材した範圍内の産業及商業發達概観に限られる。

(一) は若松市内居住の築田英次郎氏家藏の文書約六百點、至徳元年より明治初年まで文書と商人司を勧めたので、商人と市場關係、會津領内株仲間帳(天和より明治三年まで)及寛文よ

り明治初年までの御用留帳、其他を所藏されてある。市場文書は開市、市場出入、見世場關係で元和より延寶度までのもの、又天正前後の商人荷文書數通ある。株仲間文書は仲間の成立したの古く元和度から漸次成り明治の編成替まで約四十餘冊に上る。仲間成立の古き事、文書が現存する事、會津商業の特質がこの仲間を通じて行はれた事、しかし資料的には仲間の人別帳と法度書なので、仲間研究には好資料であるが、仲間の實際活動狀態、産業との關係等を知るには物足りない。これを補足するものに、御用留帳がある。御用留帳の性質として藩の布達と民間その他の願書、通告であるがこゝから拾ひうる。以上は築田家の文書で、これを更に資料づけるのは會津圖書館所藏の『家世實記』である。尠大な二百七十七卷の中には仲間關係のみならず産業經濟商業關係が非常に多い。以上の外個人所藏のものを資料とする。私に引用したのは前記三文書の中若干で未取材のもの相當ある。

(二) は會津領内市場の形成狀態より株仲間成生への過程及その後の仲間發展の狀態を述べ産業の構造を若干みつゝ、藩と仲間關係及專賣類似制と仲間、商業資本及分散マニファクチュアの問題等について概説するが、何れも資料提示程度とする。従つて今後の私の検討は會津領農業の構造、それが土地制度との關聯に於て農産物の副業的生産の發展關係、又は藩の米作以外の産業政策と徴租關係、この間に於ける商業資本の發展過程等の究明にある。そして商業資本と問屋制家内工業の經營形態の

究明に到達しやうとするものである。

## 第一部 商業及産業概観

### 一、會津領内産業構造並商業事情

會津領の産業は如何に構造されてゐるか。舊時代の資料は部分的には調査したものがあるが、全産業に亘る生産額の收計は不明である。しかし明治七年の『物産比較表』によれば大體幕末の全産業の狀態が推測し得られるので、これを家内工業的生産物と農産品及農村家内工業的生産物の二つに分けて考へるが至當とされやう。これは私の便宜上からで、異論あらうが、左の如く表示しておく事とする。

#### 會津地方生産物表 (明治七年)

家内工業的生産物 (壹萬圓)		農産品及農村家内工業的生産物 (壹萬圓)	
第一類	糸綿麻類 一七九、〇〇〇	第一類	穀類 八六、九七〇
	縫織物類 一五、一〇〇		園類 八四、九七九
第二類	醸造物類 二七、〇〇〇		種子果實類 六八、六二二
	漆器類 一〇一、九六六	第二類	肥料及飼料 六七、八五四
	油蠟類 七七、〇〇〇		草履鞋木履及鼻緒 二四、〇二二
	諸機械及農・工具 四、八六八		草類 一五、五三三

藥種並製藥類 四五一、四八八		穀質及澱粉 一三三、八四三	
金・銀・銅・鐵類 三九、三九八	第三類	薪炭類 八六、三三六	
塗具・染具及繪具 三四、四六六		飲料及食物類 五〇、七九七	
陶器類 二五、八三四		竹木類 一八、四三九	
楮紙類 一五、五四三		禽獸類 一四、九三六	

家内工業的生産物壹萬圓以上の中、第一類を衣料關係の糸綿麻及織物類貳拾四萬四百圓、第二類は醸造及漆器類を除いて貳拾九萬四千四百餘圓、これは油蠟、藥種、紙等の農村家内勞働生産品と土産的な陶器並に器具、細工類の若松市内の手工的生産品である。更に第一類、第二類を部門別に表示すると

第一類		第二類	
衣料生産 二四四、四〇〇圓	即ち漆器其他の手工業的なもの五二%	醸造物生産 二八七、〇二〇	醸造物が三四%、衣料關係の比率が出
手工業生産 三九六、三〇〇		計 七三九、七〇〇	
漆器類 一〇一、九〇〇			
油蠟・細工其他 二九四、四〇〇			

る。しかし漆器其他の五三%は漆器の四〇%以外は油蠟、細工類の諸種の手工生産である事を注意されねばならぬ。更に衣料關係に於て三二%を占める事は會津工業の中樞をなす事を明かにしてゐるが、醸造關係に於ける三四%は農産的關聯において土産的商業資本的關係から家内工業と別な視角がある事とな

る。これを要するに會津領内の家内工業的生産は衣料と漆器、その他（醸造物を含めて）が主要産業となる。しかもこれ等の産業は何れも農業生産關係に依存して、これを切り離れては成り立たないといふ特質を強記しなければならぬ。即ち綿、麻、漆器、油蠟、藥種、染料、紙、醸造等の全生産物は廣汎な領内外農民の家内労働若くは農業生産を背景とし、これ等の生産物を農民から獲得し、又農民はそれが、専業、副業を問はず、これ等の諸手工業に供給する事によつて生活を補充しなければならなかつたといふ事が出来る。

次に農産品及び農村家内工業的生産物については第一類を米穀類、農産品としてこの雜穀類を除いて鬮菜、種子、果實、肥料類に於て貳拾貳萬七千餘圓、第二類は家内労働生産と目される草履類、煙草、穀類加工品が五萬參千四百餘圓、第三類は飲料關係が市内の製品と目されるが、こゝに掲出したるも、これを除いて他の薪炭、竹木、禽獸類に於て拾壹萬九千六百餘圓となる。以上の合計參拾九萬參千九百餘圓、これに穀類を合すると百拾八萬七百餘圓である。即ち

第二表

農産品	一、〇〇七、七〇〇 <sup>甲</sup>
加工品	五三、四〇〇
薪炭其他	一一九、六〇〇
合計	一、一八〇、七〇〇

第二表による  
と農産品が實に八一%、加工品が八%、薪炭其他が一%で、米穀類が壓倒的

である。そして山林其他生産物は農業生産としてみても前掲漆器類に次ぐ八萬六千餘圓の生産をみてゐる事は山林國であると共に山農民の生計の一つとして重視しなければならぬであらう。而して前掲の家内生産といふ事は農家の手工的労働に俟つて生産過程の全行程を獨立生産において行はれるといふ意味でなくて、原料及加工の一部工程が農家が行ひ最終工程は問屋制商業資本及買メ商業資本によつて行はれるといふ意味である。

如上、素朴ながら會津領産業の構造を領内産業の生産額から見たものであるが、これを要するに壹萬圓以上の諸生産物の大凡總額百九拾貳萬餘圓によつて生ずる産業構造は農産物が總額の六一%、家内工業的生産物が三九%によつて形成されてゐるといへる。しかも、家内工業は農家の労働生産に依存すること器械及金屬製品、陶器を除いて全部である事、特に衣料關係、醸造物、漆器の三大産業において顯著である事を指摘される。

幕末の産業構造は以上によつて大體知り得ると思ふが、然らばかゝる生産構造を特徴づけるものは何か、私はそれが支配的に問屋制（家内工業）商業資本の生産支配であると把握する。即ち總生産額の三九%を占める家内工業的生産物の中、前掲第一表の如く衣料關係の綿糸麻、織物類生産は三一%、醸造物以外の手工業生産物が五二%（特に漆器）で、合計八四%の家内工業的部門が（若干の金屬品を除いて）農家の零細な農業經營の副業的生産を土臺として居り、特に織物、生糸に於て更に漆

器等に於てその生産形態が部分勞働による手工的又は農家家内生産によつて構成されてゐるとみられるからである。しかし、この問題は實證的研究によらなければならぬ。木綿織、麻織、生糸等の生産形態把握には資料の蒐集、研究が必要である。右の衣料關係の生産形態把握以外に問屋制家内工業、商業資本の形態として塗器業に於ける生産形態があげられる。會津地方の中、喜多方、若松の主要生産で糸綿麻類につぐものである。

### 一、商業及産業の發展過程

以上大凡の會津領内産業と商業事情について述べたが、次に領内に於ける商業及産業の發展について左に年表を掲げて、その發展過程を窺ふ事とする。

#### 會津領商業及産業發達年表

寶徳年間 葦名盛信漆樹を領内農民に頒布し植栽せしめ、官用ある時は買上げせしむ、又漆器の製造を始む。

至徳元年 會津領内各所に市場を立つ。

文龜年間 葦名盛高轆轤木地に赤黒を施し椀、木鉢の類を製造せしむ。

永祿七年 喜多方町内小荒井に市場を立つ。

天正年間 蒲生氏漆器の改良に近江日野碗の製法を移す。

文祿元年 城廓改築、市區改正、士農工商の住所を別ち、町割を定め、商三、工七とす、又瓦工を招く。

同 二年 若松市内初市始む。

元和二年 木綿仲間生る。

寬永二年 綿仲間生る。

寬永年間 諸社寺院境内に市場開市す、又小間物、紙、古手、肴屋等の諸仲間生る。

同 二十年 保科公産業發達を策す、漆器は特に主力を盡す。

同 末年 太郎兵衛新田に青物市場形成す。

正保元年 八月商人荷物の儀は留物は無之と致斷を若致持參な

から如何と申候はば荷物改可通。

正保三年 正之公陶業を獎勵す。

慶安二年 小間物仲間生る。

承應二年 七月蠟漆脇賣御停止。

寬文元年八月二十五日 會津紙他所賣買嚴重差留。

同 四年七月十二日 絹紬は一端に付大工かねにて長三丈四尺

幅一尺四寸、木綿一反に付、長さ三丈四尺、幅一尺三寸とす。

同 八月十六日 養蠶神社再興す。

同 六年 古手仲間再生す。

同 十二年正月 藩用吳服物諸品買調ひ江戸分は判印を要す。

貞享五年八月 凡町在郷より所作出の諸商物等手くるふにせ物

或はしめ賣、うりぬき等の不直成儀不仕様。

延享年間 町古手、煙草、麻、鍛冶、細物、木綿、犬箱、在郷

古手等の諸仲間生る。

元祿十一年五月二日 地木綿發停止、又元結商賣、伽羅の油停

止、何にても賣買停止。

同 十三年五月二十三日 藩財政元締長井九八郎の議により領内金札通令を出す、先代より費用多端にして二年課役のため出費多く倍金十五萬兩に達す、又歛仲間、打綿仲間生る。

元祿十四年十月十四日 他邦商人方より賣掛或は當分調候品有之、正金相渡候分は買主方より誰と申旨方より何品の物調候に付札金何程相渡候間可致兩替候札役人宛の手形に札金差添

其商人手形札役所へ持參於同所吟味の上兩替屋へ可申付旨。

寶永四年正月二十三日 此頃領内農夫多く町家に出て商賣に従事し、或は町宅を建て家賃を取り、或は鄉村に居りて商賣をなすものありて、奉公人、日傭人等減少するに至りしかば、是日領内農夫の他國出稼及び商賣を禁ぜり、又諸色領内の餘剩のみ他邦出しを戒しむ。

正徳年間 酒及古手荷口仲間生る。

享保年間 藩主、人參種子を諏訪原に播種せしむ、又酒造改良漆器の法を發見し、江戸向輸出増加す、伽羅仲間生る。

延享三年 三月農商工の三民専産業を專一にさす。

同年間 江戸塗仲間生る。

寶曆年間 古綿、町古手、賣藥、菓子、麻、綿、古道具仲間生る。

明和八年 聖堺仲間生る。

安永年間 醬油仲間生る。

天明五年 紙屋、犬箱、菓子仲間生る。

天明七年 藩政改革、漆器改良す、(蒔繪)、金箔の製造開始す。

### 會津地方商業發達史序論

寬政元年二月二十日 會津に於ける輸出入物品及金額調査を命ず。

同年三月九日 桑苗の植立を獎勵し、希望の者は吟味所に請求せしむ。川俣、福島等の桑苗一本に付九文乃至十文にて代錢は暮納なり。

同 四年 家老田中玄宰京都より工人を聘して金粉、金箔の製造を興し、又原覺之丞會津に養鯉を始む。

同 五年五月一日 是より先國産次第に發達し中にも酒造、塗物、地絹等の業發達したれば、その改善を圖り監督獎勵の爲め、是日町役所に主役一人を置き、役料十三兩を給す。

同 十一月 若松五ノ丁に始めて水車を設け家中の飯米及町酒造米等を舂き、希望により貸錢を以て用辨す。

同 十二月三日 江戸中橋横町に會津産物會所を定め、産物の販賣に便宜を與ふ。

同 六年閏十一月七日 物産學家佐藤平三郎に國産探藥等に關する學を講せしめ醫師及學生の希望者に學ばしむ、公平三郎の功を賞し銀十五枚を與へらる。又雛人形改良すと。

同 十一月二十三日 家士及輕輩の生計救済の爲、貸金役所を置き、二十兩一分の利率を以て定期貸金をなす。

同 七年四月七日 船製造の職工を江戸より呼び下し、志望に指南せしむ、伽羅仲間生る。

同 八年 機業傳習所を南横町に設く。

同 九年正月一日 割場に蜜蜂を養ひ、漸次増殖を圖る。雜菓

子、髮結仲間生る。

同 五月十五日 町醫者安田亨意は先年物産學者佐藤平三郎に就きて學びしが是月錦羊を飼はしむ。

同 閏七月五日 甲冑製作役場を建つ。

同 十一年七月十一日 長崎の浪人吉雄幸左衛門(醫)を長崎御用掛となし三十人扶持と役料銀二貫匁を給し、疊國毛織並紐細工製茶等に明かなため用ゐたが享和元年八月一日御用掛を免じたり。

享和元年八月 江戸より山田權之助を聘し、會津製作場に於て新刀鍛錬に従事せしむ。

同 二年七月四日 家老田中三郎兵衛、幕府の勘定奉行中川飛騨守忠英に請ひて會津産漆器を長崎在留の支那人及び和蘭陀人に貿易販賣を試む。

文化年間 諸仲間生る(別項参照)

同 二年四月七日 國産方の申出により製藥所に於て益氣湯、大蒲湯、金丹、反魂丹、金粒丸、虎膽丸、振出菜、眞珠散、無名靈、如神膏、一粒金丹、寶母散等を配劑し、鄉村に配附す。

同 六月九日 本郷陶器製造拵め、瀬戸役場を設け、主役を置く。

同 七年(一書に二年とあり)十二月十一日 産物役所を設け、奉行を置き、山奉行漆木役所主役等を廢す。

文政年間 黒目塗及金銀梨地の法發見し漆器の職價あがる、金

箔、金粉國産となる。諸仲間生る。

天保三年八月十二日 會津人參を毎年凡そ一萬斤づつ長崎に送り、春秋兩度代銀を受取り手續を定む。

同 七年正月二十一日 南山御藏入五里より下野國今市宿迄の新道を開通す、高原峠を除きて他は平坦なれば、諸産物は此道を経由して續立てしむ。

同 八年十月二日 我會津は魚類鮮少なれば、鰻、鯰等を江戸其他より買入、本城鐘撞臺下の塹壕並に御用屋敷、古川御茶屋敷内の泉水等に放養し、蛭も江戸其外より取寄せて放養せり、此後弘化二年に至り、越後より蛭二百を買入れ、泉水其他へ放ち、又郡奉行に渡し鄉村に放養せしむ。

同 十三年六月十六日 諸品値下げ物價調節の爲、商家の冥加金納を廢止して株式徴收となし、諸職人及商人等定額外掛直割増をなすべからずと命ぜられしが、八月十一日に至り物價値下實行後着實に商賣すると然らざるとの賞罰を行ひ、之を大町札の辻に掲示し、又諸品の他邦輸出を禁じ、各番所に役人を配して取締らしむ。諸仲間生る。

弘化年間 漆器改良の結果長崎輸出す。米酢外仲間生る。

嘉永四年 漆器の産額二二、〇五〇兩に達す、諸仲間生る。

安政年間 漆器横濱開港以來輸出増加す。

文久年間 陶器の製作戸數百三十戸に達し關東、奥羽、越後に販賣し又海外へ輸出す。

(若松市史、耶麻郡誌、大沼郡誌)  
藥田文書、その他により作成

以上を更に階梯的に示すと第一期市場創設期（葦名（至徳）に端初し蒲生（寛永中期）に完了、第二期商業及産業興隆發展期（保科（寛永中期）に始まり松平時代初期（延寶）に完了、第三期商業及産業漸進期、松平時代元祿より天明まで、第四期諸産業再編興隆期（天明より國産會所、專賣制創出を経て天保度まで、第五期諸産業發展期（天保以降幕末までと大體區分し得やう。

更に右の發展過程を示すと後にも述ぶるやうに第一期は城下都市建設と流通經濟の興起のための市場創設で、商人資本の導入が行はれ商人保護、仲間の創立をはかり、一方貢税を米金兩制にとり財政に資した現物經濟確立に至らざる時代である。保科氏就封及松平氏初代期は延寶度まで前代の仕法たる米、金兩制を取つた事、一方延寶までに諸産業の奨励が行はれ、諸市場を通じて商人資本が蓄積されて、土産物が商品として生産増加するに至り、諸仲間の結成再生が顯著である。他方、この期は農業生産が安定して愈々米經濟に入り金納を廢し、現物納に改め財政々策が確立すると同時に農民よりの諸課税が創成されて仲間課金及蠟、漆等の專賣的仕法の強化、商品の他邦移出の制限的禁止を圖り、領内自給、貨幣の他邦流出防止を行ふ。この期を第二期として藩及領内の最盛發展期である。第三期元祿を前後とする凶慌その他の原因より天明の大凶慌まで藩の財政窮乏時代とも稱すべき期で、この間財政政策によつて諸商品の他邦移出の制限的禁止生産制限が行はれ、第二期發展の諸産業が萎

縮するに至つたが、諸商品は販路を求め拔賣、續賣が行はれ、又買入商人の入込盛んになつた事と、商業資本が特に漆器に問屋制家内工業への移行顯著となつた。一方諸商品の他邦販賣が制限されてゐる結果、買入商人が多くなつた事は會津商人の商習慣となるに至つた。こゝに第四期に至つて、國産會所創設によつて、領内諸商品の統一的販賣、惡習慣の一掃を期する事となるが、これは天明の藩政改革において藩が財政充用に諸産業の興起を圖る目的と從來發展せる蠟、漆、人參、陶器の專賣制仕法による益金及諸仲間及商人よりの課金收入等によつて財政の窮迫に充てる仕法の二つに歸する事が出来る。藩政改革は極的で農業部面では土地分給策は劃期的なものだが、諸産業の奨励は保科時代に比すべく努力し、第五期以降、明治期以降の會津産業發達の基礎となつた。

### 一、領内産業と商業事情

次に叙上の如く發達した會津領諸産業は具體的にはどれだけ生産されたか、先づ他邦出しの制限（註1）により一々檢印又は禁止或は他邦商品の領内通過（鉛、熊の皮、眞綿等）町奉行その他の検査を受けた諸品についてみるにその數多種に上り、一、具足、弓、杉板、桶木、砥石、鑿、紙合羽、伽羅油、燈心、鐵、から紙、布、葛粉（以上檢斷、郷頭の印形）一、築地、直油、鐵砲藥、絹糸、大藪、上り藪、屑藪（以上町奉行印判）

資 料

一、塗物、呉服、小間物、太物、荷綿、古手、藥種、鐵、砂□  
 駄馬(十四以上は郡役人印形)、あみな、ワラビ粉、萩の葉、  
 大根葉、葛の葉(以上檢斷、郷頭)、「御藏入所務」  
 等で三十有餘種類に達してゐる。

右の外塗器、煙草、瀬戸物、紅花、麻、薪炭、その他等の公  
 許商品あるが、次にこれ等の他邦出し商品の販賣價額は、寛延  
 元年二月の調査によると

會津より輸出物品及其金高

- 一、紅花代 五百兩程
- 二、塗物代 二萬五千兩程
- 三、藥種代 二百兩程
- 四、歴代 二百三十兩程
- 五、篩代 千兩程
- 六、南山猪苗代より 二千兩程
- 七、正阿鐔代 二百兩程
- 取集二萬五千三百十兩

此餘煙草、麻兩品御領内第一之産物に候、町にて交易高  
 は不相知候(若松市史)

當時判明せる商品のみで、しかも國産獎勵以前のもので約三萬  
 兩で塗物が大半を占めて居る。城下輸入商品及金額は呉服物、  
 練綿代、古手物、細太物等の衣料關係が二萬六千兩、漆、人參  
 藥種、藍玉等の原料代が六千餘兩、その外茶、魚類その他で五萬  
 千二百餘兩に達し、前のと差引二萬六千兩の不足となる。即ち

會津輸入物品及其金額

- 一、呉服物代 七千兩程
- 二、細物代 三千兩程
- 三、太物代 二千兩程
- 四、古手代 五千兩程

- 五、練綿代 七千兩程
- 六、いさば代 九千兩程
- 七、鹽新湯買元 三千兩程
- 八、鐵代 六百兩程
- 九、銚割代 百五十兩程
- 一〇、藍玉 千兩程
- 二、鐵代 六百五十兩程
- 三、漆代 三千五百兩程
- 三、藥種並人參代 二千五百兩程
- 四、住吉前流木仕入金 五百七十兩程
- 五、南山にて挽候枕木地代 四百兩程
- 一六、喜柄米代(意義不明) 六百兩程
- 一七、流黄代 百五十兩程
- 一八、藍花代 七十兩程
- 一九、茶代 四千三百兩程
- 三〇、竹代 二百五十兩程
- 二、笠笠代 二百五十兩程
- 三、篩毛代 二百五十兩程
- 三、竹皮代 三百四十兩程
- 合せて五萬二千二百三十兩

入金出金差引て二萬六千百兩

右輸出入額によると他邦出商品が少く、輸入商品が多い事は他  
 國商人資本が支配的で、しかも衣料關係に絕對優位を占めてゐ  
 る事は會津の商業資本が少くとも蒲生時代に他國商人によつて  
 占められた事(後掲仲間の成立參看)を示し、例へば生糸にあ  
 りては高野山聖商人の買入資本によつて、その盛大なる時は一  
 ケ年二十萬兩に達した事實(註2)その他の衣料關係原料、麻、  
 布等の越後堺等の買入資本が盛んに行はれた事を重視しなければ  
 ならぬ。かくて、會津の商業資本は塗器を中樞生産として來  
 た事を指摘し得る。更にこれを確認するため領内全般から他邦

出しの重なる商品代金額は漆代、鹽、瀬戸物、古手綿、木綿、其他等で約五千兩に達し（延享度）てゐるが、衣料關係が當時に於てきへも左表の如く多く、況んや寛政度に至つてますく、他國入が行はれ、それ丈け他國資本の侵入を物語るものである。

郷村より他邦へ出候金高

小荒井組にて漆の代

享保元年 五百五十六兩三分餘

同 二年 八百三十兩餘

同 三年 二百九十五兩一分餘

延享三年 四百六兩餘

同 四年 四百六十五兩一分餘

小田付組にて漆の代

延享三年 五百二兩三分餘

同 四年 二百二十二兩一分餘

小川庄津川町にて鹽瀬戸者古手綿木綿大豆類の代

享保元年 四千八百六十三兩餘

同 二年 三千八百十兩餘

延享三年 三千六百五十九兩餘

同 四年 三千五百九兩餘

川東組にて鹽肴茶の代

延享三年 二百一十一兩三分餘

同 四年 四百六兩三分餘

川西組にて鹽茶の代

會津地方商業發達史序論

延享三年 十三兩餘

同 四年 百二十三兩一分餘

篠山戸ノ口流木の代

延享三年 百八十六兩一分餘

同 四年 百五十二兩二分餘

取合他邦へ出金高

延享三年 四千九百七十八兩三分餘

同 四年 四千八百七十九兩二分餘

出入差引

延享三年 一萬四百五十兩三分入金高増

同 四年 八千七十兩二分入金高増

(以上若松市史一八一頁)

次に他邦よりの領内入金高は一萬五千四百兩で、この中の諸商品は糶草の一萬兩、塗物の三百五十兩が白眉である。(註3) 以て會津商業資本が諸産物の多き割合に活動が狭隘であつた事實を知るであらう。これは藩營並に農家の副業労働生産品に依存し、又それによつて利潤を得る事少しとせなかつた事情によらう。そして、これ等の諸生産品へ商業資本が積極的に活動し初めたのは藩政改革以後に屬し、かくて明治初年の前掲諸産業の性格が規定づけられる事となる。

(註1) 寶永四年正月編書

凡て物先づ内に満つると以後又外にも流出候然ば諸色の儀先領内に餘り候て後、他邦にも賣出候様に仕可然候左候は

ば諸色領内に多成候に付、直段自分下直に可成歟、向後は諸品の多少を考、國用に餘り候程可有之歟も見合候上、分散を限り他方へも爲出可宜候間、何に不寄、右の心持を用候様に可申付候、將又買物の儀今以拔出候由風聞有之候條宜敷了簡も候はば申出次第吟味仕旨 (若松市史下卷)

(註2)

『慶長(蒲生秀行時代)の頃より高野山聖(盛去、鏡存、榮鏡、祐順、壽慶、鐵仁)數名のもの我が若松市に來り、馬場上一の町に於て各々居宅を構ひ或は交代をなし、春秋兩度京都に往來し絹衣、衣服を買入れて之を鬻ぎ、又當會津管内より産出する處の生糸を買收、京都へ輸送するを以て業となせり、その生産盛んなる時は一ケ年の買入金額實に二十萬兩に達せりとぞ、後時勢の變遷に連れ、商工の業漸く發達するに隨ひ、蠶業は益々衰頽に傾き、天明、寛政年間、聖慶傳の代には一ケ年の買入高僅かに一萬兩に過ぎざるに至る、茲に於て聖出張店は廢業して本國に立歸れり』

(若松市蠶業の由來)

(註3)

一、地下へ他邦より入候金高

小荒井組にて塗籠代  
元祿の頃は不相知

- 享保元年 三百二十五兩二分餘
- 同 二年 三百十七兩一分餘
- 同 二年 二百九十九兩三分餘

延享三年 三百五兩二分餘

同 四年 二百九十七兩一分餘

坂下組にて燻草代

延享三年 一萬三百二十兩餘

同 四年 九千四百五兩餘

橋爪組にて瀬戸物代

享保元年頃 四十八兩二分餘

延享三年 百兩餘

同 四年 八十一兩三分餘

高田組にて麻苧代

延享三年 九百兩餘

同 四年 七百六十五兩餘

小川庄津川町にて炭薪の類代

延享三年 七百十兩餘

同 四年 五百七十兩餘

廣瀬組にて炭薪摺白の類代

延享三年 百十八兩餘

同 四年 九十八兩餘

石間組にて炭薪雜木丸太の類代

延享三年 二千九百三十七兩餘

同 四年 二千七百二十七兩餘

此入金高取集 延享三年 一萬五千四百二十九兩二分餘

同 四年 一萬三千九百五十七兩餘

## 第二部 商業資本と株仲間

### 一、封建都市構築と商業の形成

會津地方に於ける商業の端初形成は至徳元年葦名盛氏の黒川城再興に次で領内各所に市場を創設した時代に始まるといへる。それ以前に於ては市の形態を具備した交易場が既に存在した事は想像に難くないが、文獻には至徳度が初見である。降つて永祿七年には耶麻郡小荒井村に毎月二、七の六齋市が設けられた。而して近世會津の都市及商業發達の基礎は蒲生氏郷が大崎民亂平定後の文祿元年、小田垣城を改築し、天主閣、内外二重の深濠を作り、鶴ヶ城と改め、更に市區の大改正を行ひ、廓外に商工を置き、市街地を構築し若松と名し、こゝに城下街建設をしたに初まる。

城下街の創設には士農商工の身分的階層を劃然とした事で、既に封建的經濟構造が天正、文祿の檢地によつて成り、貢租は先代葦名の永納を特に米の交換價值を高めるため、米、金兩制に改め米の賣買を盛んならしむるに稻座を田中神社に設ける如き等農民よりの吸收を行ふた。

更に軍義的に再構築された若松城下は武士階級の一大消費場となつたので、商業地と手工的武具生産地との設定はこの武士團への供給源として維持されねばならなかつた。従つて若松城を中心として農民からは米、金兩税による蒲生旗下武士階級の

食料と生活費及軍事費を徴收することと一方衣料及武具等の獲得手段としての商人及び工人の動員が行はれた。蓋し商・工人街の劃定及び市場の設定はこのために外ならない。

かくて城下街の建設は先づ軍義的意義から工人街七、商人街三とし町割を行ひ檢斷を置き、五人組の組織を施設したが、商人街三は、後に市場の創設過程に伴ひ激増する。城下外市場は蒲生時代に北會津郡、耶麻郡、河沼郡の三郡下社寺院を中心に創設を見、次で加藤氏時代寛永年間市場が會津一圓に開かれ保科正之寛永二十年就封當時は殆んど市場交易經濟より脱する程交換經濟が發達するに至つた。

### 一、會津領内市場形成過程

蒲生が城下街建設に次で市場を市街地並城外郡村に環狀形に創設した事に物資の供給源の確保にあつた。尤も市場の創始は既に葦名直盛時代に於て、その端初をみた事は前述の如くだが葦名以降蒲生に至る市場創設過程の分析は保科正之時代の商業並に商人仲間の成生發展に照應する事となる。従つてこゝでは市場の性格と發展状態をみなければならぬ。

葦名直盛の會津入國は至徳元年で、翌二年早くも市場の開設を促すため、その臣築田内匠俊信をして足利義滿より會津四郡並隣國の商人司（註1）の許狀を得せしめ、商人出入、商人荷の取締を命じて居り、（註2）尙田中社稻荷を市神として、米節、鹽の三種を交易させた。これが今日傳はる市場の始元で、

築田家の文書はこれを證してゐるが、葦名より蒲生に至る、この間の市場創設の文獻は永祿七年の喜多方小荒井六齋市、天正十年の小田付の市場のみで、蒲生時代に入つて市場數は急激に増加し慶長以後寛文まで領内一圓に開設をみ、この期間に市場創設は大體完了してゐる。即ち

徳川前期市場成生過程表

成生年號	市場名	市日	市場品目	備考
至徳元年	會津領内各所	年々正月	諸物	市祭
永祿七年	喜多方町の 内小荒井	毎月二七の 六齋七月八 四月二日		加藤嘉明の時 より毎月二、 十二、二七日 及七月六日と す
天正十年	岩月村の内 中田付	毎月二七の 六齋、以前 は二七四九 の日十二度		後小田付と小 荒井に分つ
同 十一年	小田付	七、十七、 二十二		六日は八月一 ヶ月
文祿二年	若松市大町	一月、十月 （初市） 十二月 （諸市）		
慶長五年	慶林寺			
同 十六年				
十一月	熊倉村	月六齋五十		慶安三年月三 度とす
二十六日				

元和頃 大沼郡長橋 新宿

寛永年間 羽黒山、養蠶神社、塔寺、高田、勝常寺、猪苗代に開市し、他領は三春、岩城、二本松、福島、相馬、棚倉、仙臺に開市す

寛文五年 高田町 月六齋 眞綿、紙、米、大豆、萬穀物、菜、薪、鐵、その他日用品 寛文以前に發生す

元祿十一年 鹽川村 月六齋 諸物駒市  
九月 山都村の内 月三、八の 米鹽 中買市場  
享保二年 木會 日 盛以降の市場創設は少なく、休止、廢類に至つたもの多い。

(註一)

新編會津風土記

築田仙右衛門、先祖は築田内匠俊信とて、其先薩摩國伊佐郡を領して大町に住せし故、世々大町を氏とせしと云、子孫左京盛胤（父肥前と號す）と云ふものあり、康暦元年芦名直盛に従て鎌倉より來り、此町に住し市祭を始む、又直盛の命に依て京師に至り、足利義滿より會津四郡並隣國までの商人の司たるべき由の仰を蒙り、歸郷の後住吉神社を府城の町口に勧請す、新に市場を開くことあれば、烏帽子

直垂を著し、商賈を従へ其地に至り、市神を祭り、見世割を定めしと云。

(註2)

盛氏公御書判

一、商荷に三文充可取事

一、相場荷に三文<sup>□□</sup>取事

一、鹽荷拾駄に可爲三盃事

付さしはた子とり<sup>□□□□</sup>

駄賃取荷物以下無沙汰申候は其持尻不上役人其分に代物五十疋縦商人差上賦役人請取候は<sup>□□□□</sup>何成<sup>□□</sup>不紛沙汰無相違則可透作荷物致宿心の者盜賊可有別條候於同心者可爲罷過者也仍如件

天正五年丁丑十月<sup>□□</sup>

築田仙右衛門どの

さて、芦名直盛が市場開設のため商人司を築田氏に命じてより以來、如何なる範圍に開設をみたかといへば、恐らくは芦名時代は前記の如く耶麻郡内に限つて行はれたとみられ、蒲生時代には築田家をして市場開設及支配權を強化さし、他國商人の出入、商人荷の監督は勿論、極力市場の開設に努力したといへる。築田見世物と稱し、出入商人には築田組の通行札、判印を持參せしめ、見世割、順位等につき特權を有たしめた。又築田の支配市場及び關係市場は福島縣内一圓、關東、羽州まで蒲生支配地外にも及んだ。(註1)そして、この築田見世場の開市はさきにも述べた如く、文祿度以降で慶長、元和には略開市又は出

入商人の築田支配關係が完了を告げられたと思はれる。(註2) 築田支配の勢力が如何に廣範圍に行はれたかを更に詳述すると延寶三年の書上には同年より三十年(寛永度に相當す)前に見世場と日市を調べたものによると、會津領内若松城内外近郷の社寺院は勿論、米澤、川俣、瀬ノ上、三春、二本松、須賀川、棚倉、平、神谷、相馬、仙臺等に見世場を持つた。即ち

御郡中日市見世場の次第

一、城下土手の内諏訪大明神

以見世築田組手極中ケ間兩所次に築田組等見世兩所此外吉原組手極見世組、長<sup>□</sup>より外に罷在候

一、石塚觀音 見世場の次第右同斷

一、羽黒山、瀧澤八幡宮、同所辨天財、養靈大明神(但此所へは吉原組は出不申候)塔寺(但此所へは吉原組も罷出候)

一、高田、大屋、勝常寺、猪苗代(此處にて築田組は宮の内に見世打申候、吉原組宮ノ内にては罷不申候)

一、漆薬師(此の外御郡中日市の分不殘築田組手極中ケ間に見世、兩所に罷在候、吉原組方に罷在候儀十八九年以來罷在候得共何方にても築田組の末に指置候)

外に

一、米澤文珠 六月二十五日

此處に築田見世場御座候手極中ケ間參りて築田下商人の由申斷へば無相違、以見世に指置申候、會津商人共參築田組段々罷有米澤他國の商人も築田組の末に罷在候

資料

- 一、同所さゝの 六月十七日
  - 一、御代官川俣 九月九日より三日の市
  - 一、須賀川 七月二十七日
  - 一、三春 六月二十三日(今より二十四五年以前に候)
  - 一、岩城御城下八満 八月十五日
  - 一、同所住吉大明神 九月十五日
  - 一、同所加べや 九月二十四日
  - 一、二本松観音 二月十七日
  - 一、福島瀨ノ上 四月中の申より三日
  - 一、相馬御明現 三月二十二日
  - 一、此處市場御城下大町にて三日の市に御座候築田組見世兩所  
宿熊野堂町半十郎
  - 一、同所明神 九月二十九日
  - 一、同所くさの明神 九月十九日
  - 一、同所鹿島 四月十七日より十九日まで
  - 一、仙臺國分薬師 三月三日より五日まで
  - 一、棚倉明神 霜月一日より七日まで
  - 一、同所八幡 九月九日より十三日まで
- 延寶三年 以上

には原料關係の例へば高田市場の麻、生糸、(瀨ノ上市場)製品たる布、木綿、眞綿、紙等の衣料品の買ノ商人の出入とみて大過ないと思ふ。(註3)

かくて、築田見世場は市場の開設と衣料、諸生産等の原料品買ノ商人によつて開始され、都市城下若松の發展の基礎が築かれたわけである。築田市場支配が中世の樂市的形態の下に行はれたか否かは後日に俟つ事とする。

(註1)

築田仙右衛門由來書の覺

(前略)

一、村他邦の市場古來より築田見世場と申候而御座候、關東の内日光、宇都宮、那須、黒羽佐久山、太田原、仙道の内三春、奥州の内白川、須賀川、棚倉、岩城の外々に市場にへも御當地の者罷越築田下商人の由申候得者市場頭見世に無異議差置申候儀に今如此に御座候、前々は築田判印を持罷越他邦の市場にても商賣仕候由申傳候、其外隣國の商人御當地へ罷越又は御當地より他邦へ罷り出候商人に付出入御座候節は築田方より申斷策配將明申候事

(註2)

覺

一、日光に標本と申下に築田見世場と申候前々より御座候事

右の如く築田商人は各市場に出入し、しかも市場頭の地位を維持して居る。各市場の商品の交易關係は後述するが、日常衣料食品農具關係とみられる。その資料は目下の處ないが、各市場

一、□の町にも築田見世場前々より御座候事

一、岩城、相馬のはたにも築田下々商人前々より御座候事

一、元和二年御前様御代に花山院様御力の内黒岩と申處に御座候御米可致遣由被仰付候而則持越分相渡申候事

一、元和六年越後の内村上、藤(?)田兩所分領にて御當地へ参り荷物に役と銀子四拾貫目計御とり被成候處に秋に罷下り御理申相やぶり罷歸り候事

右通他所他國迄の銘々御座候旨被成言上被仰付被下候はば□三所の其外かやうの段書付上申儀は數多御座候へ共先如斯候

寛永四年霜月二日

築田孫八郎 花

杉山吉右衛門殿

次に市場に於ける交易物については、前述の如く至徳度は米鹽、魚の三品が取引されたが、その後の蒲生時代には食料關係以外日常生活や衣料、手工業生産品の交易の行はれた事は想像に難くない。時代は下がるが寛文五年の書上げた高田市日の市場には(承應度開市)衣料品、布、木綿、眞綿、食料品米、大豆、萬穀物類及野菜、手工的なものに農具、鑄物、塗物、大工用具類その他日常生活品にしてその種非常に多い。(註1)右の品目の中衣料類は原料生産物でこの外麻及び麻布等が他の市場(註2)にも出で居る。右によつて大體寛文以前の市場取引品が推測出来る。

會津地方商業發達史序論

(註1)

寛文五年己五月時の代官藤次九郎左衛門

書上土地帳

一、當時往古より月六齋の市立、但市の立始り、何れの頃共不知、毎年八月十五日には當所の宮原禮二七日の市立ち萬の商賣有未一七日は雜駄の市立(外史卷の二年承應の年甲手記に六月十九日市を建と見え)勸之

一、布、木綿、眞綿、紙、米、大豆、萬穀物、編菜、葛の葉、薪、鐵並鐵の柄、釜の柄、白杵、柏、箕、簀、菅笠摺白のぼう、はた、筵、たばこ、此外隨節色々の物出る也

一、酒屋、酢屋、味噌屋、鹽屋、麴屋、餅、素麴屋、質屋

鑄物師、檜物師、錫、塗師、鍛冶、大工、いさば賣、たばこ刻、古手賣、染師

右の通有之候(大沼郡誌)

(註2)

三條町の儀往古よりの御城地にて奥州會津、米澤、羽州庄内への内郷海道の御傳馬宿にて其上奥州會津御領分より炭、薪、麻苧、布、木綿、其他穀物、野菜之類諸色六齋之市日に指出賣買致山方相應之小間物相調へ歸候(享保三年十月)

(越後六齋市の發展過程「經濟史研究第二卷第一號」)

### 一、株仲間の發展と其特質

市場の開設と共に商業が一定の段階に達すると商人間の取引買賣關係に於て信用機關、商權の獨占的傾向に進み、更に仲間組合の形成となる事は勿論で、この仲間の成立は既に商機關が整備されつゝある事を意味する。その時代は蒲生の末期元和二年に先づ衣料關係の木綿卸仲間の成立にみる。次で寛永年間には綿仲間、小間物、紙、茶等の日用品の直接購買力の多い必需品、寛文及延寶年間には古手賣仲間、呉服、細物等のやはり衣料關係が成立してゐるが、これ等は堺商人の進出が顯著で、やがて町、在と分れて在郷古手仲間が生れる、麻仲間はこの堺商人と關係深い。この延寶年間には日常必需商品の仲間が大半成立して居り、市場もこの期が最も盛大であつた。元祿年間には打綿仲間が生れた。これは木綿織の發展と關係し、正徳度に古手荷の成つたのは寛文より古手の需用増加と業種の分化の結果と思はれる。次で地元生産の仲間て享保に蠟、延享度に塗器仲間、寶曆度に古綿、町古手、麻、綿等の仲間再組織が行はれ、更に賣藥菓子等が生れた。安永、天明、寛政年間にも諸仲間が成立したが、文化年間には約四十種の仲間が地元生産商品關係に於て成つた。文政度は仲間が八種、天保に至つて五種、嘉永には仲間改革前後を通じて六種が創出してゐる。明治初年に至つて總數四十種の仲間が存續して居つた。

以上を要するに仲間の成生は最初衣料關係より、他國商人の

移入仲間の結成に次で地元生産の商品賣買仲間が生れた。大體延寶度に一應の諸仲間の成立をみ、漸次、地元商品の生産が市場性を有つに至つて結成されてゆく、そして、地元商品關係の諸仲間成立の完了をみたのは文化年間で、會津藩々政改革後の實績が奏効をみた年であるとする事が出来る。當時の商品が藩の專賣制と一つの保護政策によつて自らの市場は若干の江戸間屋等との直取引及狹隘な城内外地周邊のみに依存し、多くは藩の江戸會所の手を通じて行はれたとみられる。

左に諸仲間の成立過程を年表風に示す事とする。これは諸仲間帳の法度書にある年號を以て作成した。成立年月は大體間違ひないと信ずる。

#### 會津領内諸株仲間成立過程 (○印は再編成)

一、元和年間  
元和二年十月木綿卸仲間が生れ同七年三月木綿賣仲間が成立す。

一、寛永年間  
寛永二年十二月綿賣仲間、十三年七月茶賣仲間、十四年八月小間物賣仲間、同十九年九月紙賣同、十九年七月古手賣同、二十一年八月肴屋同、二十一年六月香賣同

一、慶安二年五月 小間物(○)

一、寛文六年十月 古手賣仲間

一、延寶年間

二年八月町古手仲間、三年八月紙同(○)、三年八月煙草同

三年八月麻同、三年八月鍛冶同、三年八月茶(○)、三年八月肴同(○)、三年八月細物同、三年八月木綿同、三年八月犬箱同、六年六月在町古手同

一、元祿年間

十一年四月鉄仲間、十二年五月打綿仲間

一、正徳年間

元年十二月酒仲間、五年三月古手荷口同

一、享保年間 十三年六月伽羅練仲間

一、延享年間 二年十月江戸塗仲間

一、寶曆年間

二年二月古綿仲間(○)、三年三月町古手同、三年四月賣藥同、三年四月菓子同、三年三月麻(○)、三年三月麻綿同、

三年四月古道具

一、明和八年五月聖堺仲間

一、安永六年 十一月伽羅練仲間(○)、六年四月醬油同

一、天明五年 犬箱(○)、八年八月籠屋、八年九月菓子(○)

一、寛政年間

七年二月伽羅屋(○)、九年五月雜菓子、九年十一月髮結同

(天保十年一月まで漸次組織さる)

一、文化年間

元年三月吹矢繪仲間、二年茶(○)、三年十月菓子(○)、三年十月雜菓子同(○)、三年十月荒物同、三年青物同、三年

十月湖水生魚同、三年酒同(○)、三年籠同、三年酢同、三

年藥種同、三年筆職同、三年砂糖同、三年延鐵同、三年染物同、三年紙合羽、同三年材木同、三年剃くるみ同、三年

十二月古手同(○)、三年吳服細物堺同、三年地太物同、三年打綿同、四年九月漆同、四年二月味噌、四年竹屋同、四

年十月荷綿同(○)、四年二月標人形、五年七月伽羅屋仲間

五年七月清酒同、五年六月狗背同、九年十月大阪出塗物同

九年十月肴同(○)、十年九月洗湯同、十年十二月油絞同、

十三年六月正阿彌細工同、十四年十月江戸出仲間、十五年

二月紙煙草入同、十五年四月菓子同(○)

一、文政年間

元年六月七日町旅籠屋仲間、元年六月御線香同、三年八月

煮賣同、五年六月米酢同、七年八月肴同(○)、九年六月他

邦古手仕入同、十二年十二月煙草屋同、十三年田舎出塗物

一、天保年間

三年十二月伽羅屋仲間(○)、五年一月古着雜同、七年五月

江戸出同(○)、七年十月剃くるみ同(○)、十一年二月惣町

油屋同

一、弘化年間

二年一月米酢仲間(○)、二年二月旅籠同(○)

一、嘉永年間

(三年十二月田舎出商人株改、三年十二月惣町油屋同、四

年九月正阿彌同、四年二月藥種同、四年一月他所入太物同

五年十一月犬箱同(○)

資料

明治年間現在仲間

諸株仲間數調 (明治元年十二月)

一、吳服細物堺株仲間	三〇人	一、蕪蒭屋株仲間	一四八	一、剝胡桃屋仲間	一三	一、染屋株仲間	五
一、小間物新賣買	一	一、同 前賣株仲間	六	一、犬箱屋仲間	一三	一、合藥株仲間	六
一、他所入古物株仲間	二〇	一、正阿彌商人株仲間	二四	一、菖蒲繼株仲間	七	一、紅染株仲間	九
一、荷綿問屋仲間	二二	一、菓子屋株仲間	九	一、燗問屋株仲間	八	一、紅花株仲間	七
一、砂糖問屋仲間	一〇	蒸籠株	九	一、材木屋株仲間	二〇	一、質株仲間	七六
一、鐵問屋仲間	八	菓子卸株	一〇	一、樺材問屋株	一	一、味噌屋株仲間	六八
一、藥種株仲間	二四	落雁卸株	一	一、煙草屋株仲間	九	一、醬油屋株仲間	三八
一、堺古手株仲間	一五	駒爪卸株	一	一、線香屋株仲間	八	一、肴問屋株仲間	七
一、水油株仲間	二五	菓子前賣株	二七	一、茶問屋株仲間	二	一、肴屋株仲間	二六
一、打綿屋株仲間	六三	煎餅卸株	八	一、他處入古手株仲間	三八	一、旅籠屋株仲間	一〇九
一、打綿弓張問屋仲間	三	菓子前賣株	二	一、竹問屋株仲間	四	一、煮賣株仲間	六〇
一、伽羅屋株仲間	二四	落雁前賣株	二	一、傘屋株仲間	一〇	一、煮賣新高賣	一一
一、塗店株仲間	三三	煎餅前賣株	六	一、紙煙草入株仲間	九	一、乾餾屋株仲間	五
一、塗問屋株仲間	八	淡雪前賣株	一	一、髮結株仲間	四	一、靴屋株仲間	六三
一、黒目漆株仲間	八	合	一	一、洗湯屋株仲間	三	計 五十七問屋仲間	
一、大阪出塗商人株仲間	四	一、町筋屋株仲間	二	備考 諸仲間中間屋仲間が荷綿。砂糖。鐵。打綿弓張。塗			
一、江戸出塗商人株仲間	三	一、米酢株仲間	七	眞鍮銅。燻。樺材。茶。竹。肴の十一問屋があり更			
一、田舎出塗商人株仲間	六	一、輪飾屋株仲間	六	に右の中荷綿。打綿、塗等は問屋制家内工業と目さ			
一、紙合羽屋株仲間	二	一、煙草屋株仲間	七	れ、又眞鍮銅、燻等は徒弟制手工業とされやう。			
一、眞鍮銅問屋株仲間	四		八	次に會津領内商業と株仲間の特質について仲間生成の過程か			
				らみてゆく事とする。若松城下の商業資本の發達には二つの系			
				統が考へられる。一は外來資本で、當初草名及蒲生初期の時代			
				の市場は外來商人は勿論入つた事であらうが、領内の商人及農			

民の米、穀類、手工生産品の交易であつた。蒲生の後期には既に堺商人が店舗を構へるに至つた事(註)は何よりも呉服、細物等の衣料類の販賣によつたことで、商人資本の最初の活動である。第二は地元資本であるが、元來、地元の資本は寛文九年の商工業者戸數調査によるも酒屋二百三戸、穀屋百三十四戸、質屋七十戸といふ土産的商業と高利貸付的商業資本で他は染師(百九十戸)、鍛冶(六十六戸)、研屋(四十戸)等の手工的營業者であつた。従つて地元の商業資本は領内産業の發達を俟つて即ち商品生産化の過程を通じて活動するといふ特質があつた。

會津領内商業資本の形態はかくて土産品と他の農村を相手とする商業資本の二の面があり、こゝに商業資本の成長、産業資本へ轉化が外ならぬ會津藩の手によつて行はれるに至つたといふ事が指摘される。(後述)

(註) 御用留帳 (嘉永五年)

御城下の儀は奥羽藩領格段の御場所柄にて御先々封蒲生様御代文祿年中黒川を若松と改、町割被爲正以來木戸外を東、西黒川と唱へ、町分六千二百石餘の石高御城下町人夫食爲御備町方附屬の地に被成置、先前より東黒川へ御藏所御設に相成居、凶荒の砌も艱難の患、無御座、商民安住仕候、三郡に準じ賣買し、利潤を以、職商相立罷在、無高、無年貢の御城下にて御來□法を慕ひ、所々堺店と申、上方筋より數軒出店をも仕罷在、諸國商人共入湊ひ繁昌仕、内町販ひ賣買候

嘉永五年八月

### 會津地方商業發達史序論

では外來の衣料關係仲間の成立状態はどうかといふに、これより先、元和二年には綿仲間が生れて居るが、寛永二年の文書に綿仲間としてあり、綿商人が最初に組合を作つてゐる。(註1) 延寶三年の木綿仲間の法度(註2)は木綿商人とみらるべく、築田見世場に入つて居る。更に木綿賣郷帳には「しんか組」と稱して惣四人で與が八十三人が連名されてあるによると大きな組織力を持つて居つた事が判るが、その組織及内容については今後の研究に俟つが、左にその一部の文書を掲げておく。

#### 大綿賣御郷帳

(しんか組、舟田新右衛門外二六名略)

しんか組棚出申者二十七人此町しんかの業罷出申候若懸錢は出し申しまじく是よりよがつては萬の儀は御中次第に可

#### 仕候事

とあり若松町内の中大町與新田清右衛門外十六人、馬場組十八人、二ノ町組舟越助右衛門外二十一人の名があり「惣四、與八十三人也、此外以來木綿分出候共右の四與念度御□舞可有何事においても四組相談を以可申付候」以上とある。

(註1)

木綿賣中法度之事

一、其與々諸人可致事

一、中へ不入者に綿分け同(？)じ爲し申しまじく事

一、中へ入候□□非分成儀申者村有之候者中はづし可申候

事

- 一、御國の留物賣買仕るまじく事
- 一、御國の御沙汰何事批判申まじく事
- 一、か□□のものは人商仕候事再けいせいや仕もの□□中  
へ入まじく事

一、死申か又走申者は與中寄中寄合請人へ理仕候勿□□はか  
せ可申候

右段々無違儀可相守候也

寛永二年丑十二月十六日

築山孫八郎

(註2)

木綿中ケ間帳 (法度の事)

- 一、御公儀より仰出候御法度の趣可相守之事
- 一、御國の御沙汰何によらず批判仕間敷事
- 一、御法度の物賣買仕まじく事
- 一、押賣押買仕まじく事
- 一、在並神社佛閣祭禮の市におみて見世場の儀御公儀より  
被仰付通築田仲ケ間の者は以見世一所に罷有其末へ吉原  
組の商人可差置事
- 一、見世場の儀は先達次第中ケ間へ入候者順々に見世上に  
可罷有候丈中ケ間見世場の内他の者より入交置申まじく  
事
- 一、お仲間喧嘩、口論仕まじく、若六ヶ敷儀有之候とも惣  
仲ケ間として致相談相濟可申候事

一、水損、火損、其外何によらず無陰損亡致候もの於有之

は惣仲ケ間として合力可仕事  
右の條々堅く可相守、若違背の者有之時屹度仲ケ間を可相  
除候仍如件

外中ケ間に入候者有之においては請人可取事

延寶三年乙卯月朔日

築田仙右衛門印

仲間三十七人印

右の綿、木綿仲間が地元資本によると思はれるがこれは後證  
に俟つが、外來資本の仲間文書に表はれてゐるのは『堺仲間』  
で元祿元年に『吳服、細物堺仲間』の法度がある。吳服、小間  
物、縮、足袋等は堺仲間を取扱ひ、海陸兩様より仕入れ、他所  
の商人持參による商品は仲間間にて捌いた、併し米澤商人はこ  
の限りではなかつた、更に値段は江戸、大阪、堺、長崎等の相  
場に從ひ領内市價に變動を與へず(註1)組織は行事七軒にて  
毎月番が勤め五日に勘定仕譯する(註2)等、諸仲間規定ある  
が、詳細の法度文書は左の如くである。

他所入太物仲間(定)

- 一、太物の儀は往古吳服、細物と相混じ御先代御代より永續  
致し御當代様に相成候へも聖堺仲間と唱へ候、今連綿と致  
居り候御溜錢等に付株究被仰付儀儀は無之候間、此已後逆  
も廢類不致様仲間 同相心得屹度相守可申候事  
(中略、公儀仰出、批判押賣等)

一、仲間外貨荷印等致まじく事

但貨荷印致候者は爲過料一個に付金二兩宛可差出事

一、別而郷村値仕入候儀は兼て上様より御差留被爲置候儀に候へば、貨荷印等致し候ては不相濟事に萬一心得違ひ右體の事致し候族有之候はば仲間評議の上株仲間相除き可申候若郷村商人の内にて不及届名前荷印遣し候者有之候節は右荷物押置候急度相糾仲間評議の上右荷物着御取上げ成とも相願可申候事

一、商賣株名前買買は勝手次第に可致、尤前廉に仲間へ相談可致候事

一、他所商人組合の外へ入込密に商賣致し候者は見當り候はば其宿開届仲間へ早速通達いたし相談の上相極可申候事

一、休株の者は暁而商賣相始候儀勝手次第に候

一、仲間申合違ひ候儀は過料金一兩宛仲間へ可出候

嘉永四年正月

築田仙右衛門

(註1)

### 吳服細物堺仲間 (定)

(前文略)

一、米澤表より入來り小間物商人町在々、小店へ値賣爲致候に付御溜錢爲差出申候尤仲間共米澤より値仕入の儀は不苦候事

(中略)

一、商賣向品々江戸、京、大阪、堺、長崎、諸國相場何品に限らず値(?)狂ひ等有之候はば仲間寄合、セリ買等不致候様相談を以買廻し御國元諸色差支等無之様考辨可

會津地方商業發達史序論

申合事

一、吳服細物他所より入込獲りに商賣不相成候事

(以上は元祿元年定より變更なし 庄司)

一、吳服、小間物、縮、足袋、他所より持參致候者在之候節は早速同行事へ相届可申候同行事より仲間一統へ致通達相願可申候望無之候品は御印符を受可返返候事

一、仲間之儀は從御先々代様諸國產物海陸相廻し渡世營相續致來候も御法度之儀は勿論仲間作法相不亂様(下略)

文化三年十月

(註2)

### 聖堺仲間帳 (定)

(前文略)

一、明和八年聖堺仲間古來の儀相糾し、別而相極め致、印形候通他所商人共組合の外差引致まじく候

一、行事の儀古株七軒月限に相勤め候事

一、毎月五日限錢相場帳差引不同爲無之、無滯相廻可申候事

若不時相場高下等有之候はば時日限りの次行事方より一、仲間帳箱掛錢取集金錢相立無滯次番へ相送り順番相勤可申候事

一、他邦組爲溜金一ヶ年銀一兩づゝ指出可申候

一、他所組合仲間外へ直商賣致し候はば組合相除可申候

明和八年五月

地元の太物は文化三年に成立してゐると思はれる。そうすると寛政の國産獎勵以後に屬し、織物業の生産が領内發展と同時に成立した事となるであらう。ここにも地元商人の立おくれが看取される。

地太物仲間(定)

(前文略)

一、株相究候已後新入候儀不成候、讓株、借株にて仲間入致候事相障無之候哉對談の上組頭末書を以願書差出願の通被仰付候は名前相直郵帳面へ可爲致印形候事

一、商賣相止候者退而商賣相始候儀勝手次第不成候、若相始候は前文同様に候事

一、若商賣相止候者有之候はば右株仲間にて持ち居り退而望みの者在之節は税金仲間へ差出し入可申事

文化三年十一月

次に徳川初期より幕末まで組織された諸仲間の中地元關係の生産關係についてみる、その數三十餘種に上るが、假りに部門別に示すと

一、家内工業産器(特に分散マニファクチュアの)、打綿、眞鍮銅、正阿彌

二、家内工業(一般家内手工及農家、労働生産)紙、水油、伽羅屋、輪飾、燵、紙煙草入、染物、紅染、線香、合衆、紅花、菊蕪、煙草、醬油、味噌

三、食料關係 茶、菓子、飴、米、酢、くるみ、葛蒲、肴、

煮賣、乾鈍、糺

四、竹、材木、楨、髮結、洗湯、旅籠

五、藩管關係、陶器、人參、蠟

大體の分類によると右の如くなる。四部門中今は一、二の兩者についていへば(一)は會津産業の中樞としての塗器は諸仲間株の主位を占め、しかも商業資本の最も發達した形態にある。しかし(二)の諸産業は家庭内の手工生産で、特に農業生産と結びついてゐる點で、土産の生産品である。こゝに、會津産業の特質があり、特に蠟、陶器、人參等の諸産業が藩管であつた點、商業資本の活動が地的農村關係にあり、獨り漆器業のみが商品生産としての問屋制商業資本の活動面があつたにすぎないといふ點が強調されなければならない。

では、漆器、打綿關係以外の諸仲間組織等についてはどうか私が資料寫しの範圍ではその一例を示すにすぎない、再論に於て全面的検討する機會があるが、こゝでは一、二の手工業に於ける仲間と生産者關係について仲間文書を掲げておく事とする。

藩生時代に商三、工七の割合で工の部門が壓倒的であつた事は、軍義的意義最も濃厚であつたが幕末には漸次衰退し、金銀、銅等の細工物生産に轉落していつた事が正阿彌及金屬細工仲間に於て觀取される。手工業の中で徒弟的職人組織は諸産業部門に現はれるが、仲間文書を通してみると細工物職人へは仲間を通して生産させ、職方値差引なまず、又仲間は僅崩し一人にて手先賣り等を禁ずる等規定して居る。(註1)―衰退せる手工業

の例

農業と關係するものの中油屋仲間については原料買入は農村に於て油屋が見聞し、年の豊凶をみて相場等を決定し、油製造は居住内で行ふ、又買メ置溜等は御禁じてゐる。定書の全文は

惣町油屋株帳 (定)

(前文略)

一、前賣油直段の儀は御掬値段を以商賣仕候、尤せり賣、せり買仕まじく候事

一、年々藥辛子買入方の儀は新辛子出穀の節町在油屋共作方見聞の上會集仕、作方豊凶猶亦國相場凡而惣計を考量致伸ケ間熟談の上相場相立買入可致候事

一、十四年以前亥年並九年以前辰十一月御觸面を以被仰付候通、油屋の外商賣筋の者藥辛子の買置致又は賃物等と名附買メ置候者有之候は最寄油屋にて無斷吟味致買置差留可申候事

一、油メ立の儀居屋敷の内は格別、別家の外に油立商賣致候儀不相成候事

一、讓株、賃株致候者仲ケ間にて障無之哉問合の上主役朱書を以願書差出願の通被仰付名前相直可申候

右の條々堅相守申候者違背の者於有之者、油屋仲間訖度可相除候仍而如件

天保十一年十二月

主役 川島 東右衛門  
粗頭 瀧口 吉兵衛

同 福西徳左衛門

(人別二十五人)

尙仲間間の一定した法度等については別項において觸れるが拔賣、買拔、メ買、値崩し等は嚴禁する處で、その例

茶賣中之帳 (法度の事)

一、御國々御沙汰不寄何批判仕まじく候事

一、御留物商賣仕まじく候事

一、以來茶を買申候其中のはかりにて中目次第に買可申若又出相背者中をはづし可申候

一、右の中合相違賣拔買仕に付ては仲間をはづれ、その上茶賣仕まじく候。

一、此中合の内にて自然目にみし大分のそんな仕立爲手間少々宛□□仕候者爲上相立可申候

寛永十三年七月二十六日

(仲間八十五人)

讓株、賃株等を禁じたものはないやうだが、併し分限に應じて許した、又休株のものは冥加金等は徴收した事がみえ(註2)世襲的であつた。新規加入者は従前よりの一部を負擔し、又その都度加入金を徴收した。(註3)その他の諸仲間金錢勘定、爲替、藩との關係等は後述する事とする。

(註1)

正阿彌株帳 (定)

一、御國産正阿彌細工手拔の品賣買仕まじき事

一、金銀者勿論赤銅四分一凡而の地かね不正の品仕入まじく

事

一、(中略)

一、正阿彌細工の品他邦出先平にせりあひせり又は値段等うり崩の儀堅停止の事

一、正阿彌細工の品職方より仕入値段其外差引取扱凡て不同無之様可致事

但不相用者有之候はば組頭可申出事

一、正阿彌細工の品賣買の儀仲間定相立候に付ては仲間入不致候而は渡世不相成事

一、正阿彌細工は職方手明に不相成候様深切に取扱地諸工引立増長専ら出精可然事

一、株主一人にて手先と唱へ賣子大勢罷出候段堅停止の事

(中略)

一、御冥加錢割付の儀組頭等相より仕入に多少探索の上割付候

一、讓株を請仲間入出錢二十貫文出

一、借株仲ケ間入十貫文出

一、文化十三酉子年六月二十六日御差圖相濟候事

一、御溜錢二十三貫文一ヶ年寸志上納

改

一、天保元年より寸志上納五十貫文相納候事

一、同 十五年御冥加金に相達候百貫文上納候事

嘉永四年九月

(築田)

(註2)

粕 絞 仲間 帳 (定)

一、粕絞り候節仲間間の儀此度爲寸志一ヶ年に二貫文宛相納若滞候者有之時は仲間にて補當人株押置商賣差留候事

一、讓株或は貸株等致候共相違に障りに不相成様可致候事

一、株所持の者たとへ商賣休居候共繫株に致置候へば商賣致居候者同様に御溜錢可差出候右の段可相守候事

但文化十二年戊九月十一日一度に相納候事

右毎年如此御座候

(註3)

せり 仲間 (定)

十人 連 印

(前文略)

一、途中にて受合無之候て買もの致まじく候

一、せり仲間寄合候節博奕何によらず仕まじく事

一、元祿九年一せり札開き無之以前に罷出候はば相等買人中間可致候事

一、日々買出候品せり場へ持出し其品帳面へ古來の通可附事

一、此度惣せり仲間相極め左の人別の外は新仲間入致度望の者有之候はば爲出錢一貫二百文出し仲間入可致候事

但一貫二百文の内五百文は溜錢七百文は其節仲間寄合の節費に可爲用ひ溜錢はせり場にて不時入用の節出之可申

候又は中間の内さし支の者に望性に可致候事

天保十一年子十二月

せり頭三人

外三十八人

### 第三部 幕末の産業と商業事情

#### 一、藩政改革と江戸物産會所

以上會津領産業並商業（仲間を中心に）の構造について述べたが幕末に於ける産業、商業事情を明かにする必要がある。前節で觸れたやうに天明度の藩政改革による諸産業の振興はその後漸次發展し、先づ陶器、人參の藩營に初まり、漆器の改良、麻、煙草、養蠶等の古復獎勵、織物傳習等の振興獎勵について新に藥種の蒔付、増殖、特に砂糖苗木の移入を圖つた事は特記するべきで、更に農家副業による葛、木工品、養魚等に至るまで獎勵をみた。その事例は前記年表に掲出したが、二、三その例を示すと桑園を起さしめ（註1）、生糸、絹織の製織（註2）、地大黃外人參、黃芩等の藥種五十餘種を栽植せしめ御製藥所の創設（註3）、殖産資金の貸付によるものに砂糖の栽培開始（註4）等は何れも前述主要産業増殖前後に行はれたものである。

（註1）

大原山桑植立を始め苗木御渡し方等の儀に付、粗々々數百萬本御役大原山へも六萬本栽植立に相成已來是迄の間大金

會津地方商業發達史序論

調達仕候一

安政三年六月

（註2）

國産絹方は先年惣右衛門、右かかりにて養蠶増長桑植立木を始め、機絹計ひ或は糸役取立等仕一山桑植立方に付一是迄機絹或は糸役切手御任せに取計ひ候も一寅年中猪苗代郷糸役七十兩の高受爲試同人へお任せに相成候一

安政三年三月

（註3）

産物御役所より地大黃一纏の御取計一元來御製藥所の儀は御國民御救のため一爲極、朝鮮御人參、同黃芩、唐種大黃同草等唐鹽五十餘品の種類公儀御藥園より拜領被遊一種類御蒔付に罷成り専ら御世話被爲一江戸藥種問屋へ御交易の御取計に罷成候其頃寛政の度より引繼黃芩の儀は今に至る迄取計一何品に不寄地藥種の分は御製藥所御取計ひに仕度候

安政二年十月

（註4）

御國內入用他領入砂糖の儀は御辨も被成下置候通年々四千兩餘の金に相成居申候處、右少々方地製行届候へば、大金の妨に罷成御國益不過と奉存候一却而嘉永五年中存寄申上、町郡兩御役所御含計に被下町方下計人大貫河内山寺彌右衛門、鈴木長兵衛、山内豊七、材木丁清松と申者共最初

より丹誠を凝らし、越後萱場村より砂糖苗木買入米塚宗印時兩村へ植付の上右砂糖木刈取しめ較り製法の毎度右下計人共情々相盡し試取計、當年迄四ヶ年に相成申候處、誠の外上製の砂糖に仕上り、尤去寅年より此方越後苗木買入皆以地出來苗木にて配り方行及試には上品に相至り誠に以永久の御國産に仕居り候、唯今に相至り候段畢竟、右兩人の者共、一己の勞賃も不相厭、自力を以、越後國より苗木買入は勿論、右村方植付仕方作人共へ厚く示談仕、前金貸來り候は手當取計人氣を勵み、凡ての諸費ひ皆々自力、出金取賄にて御國潤筋へ一圖に踏込出精仕試中に御座候一追々増長仕候上は國益も可及……候

安政二年十二月

築田仙右衛門外

かくて、國産獎勵は着實に實績を擧げつゝあつたが、一方從來の諸商品販賣は拔荷又は江戸商人等との相對賣買によつて行つて來たが、江戸た物産會所を設け織物、塗物等會所の手を経て販賣する事が商取引の圓滑、道中の安全等を得るので、寛政五年會所を創設するに至つた。最初は會所でなく役場と稱してもよい位小範圍のものであつたと思はれる。(註1)

(註1)

寛政五年十二月三日江戸中橋横町へ産物會所被相立、御領中より江戸へ差出候諸産物は迄商人相對次第に候處、天明八年御改正以來専ら、産物方増長交易の筋役人共致考量役

場相立江戸廻し取計候に付寛政三年御藏入方御用有之節公儀御勘定所より御領分穀物並諸産物等御所出致候は御届の上御取計有之哉の旨被相尋候儀も有之候共、是迄出様の分は御届の上取計候節無之候間、其趣取組御勘定一ト通爲致挨拶可然と加判の者共申談候處産物勘方追々手廣に成江戸町人田畑源兵衛引受取計便利宜所に會所を立、代人には三河屋金兵衛差出し候由相願候、元來源兵衛は數年御用相達候所者金兵衛儀も當時御用達候を以て御扶持方をも被下候共新に御用引請候者共よりは兩人に身元も相知格別御用辨に可相成、依而織物類を始め塗物諸品爲登方並道中取計の次第委爲致吟味候處交易掛直計の外諸産物商人共より勝手に爲差登候而は道中筋並江戸表の振合共に紛敷事共にて疑惑も生し可申と役人共氣遣直計の品先づ御差登、其餘は源兵衛引請の計居候上、取計可然由町奉行共申出候に付素より商人共より直に差出の姿には計も不纏儀に候へども諸産物不殘直計に致度儀に候處、引纏の取計は元入金不少儀にて繰合六ヶ敷一旦には逆も難行及候條、是迄直計の品物爲登候事に相成候に付、源兵衛願候は捌場所は會津産物會所と認め看板を懸置候、會所と申儀難相成筋候はば役場と申候へば産物取計の會所も相立候に付一筑後守殿も障り無之旨に取計一依而中橋横丁平兵衛店を借切産物會所相立候此通相立候取計に付凡而産物登方等萬一差滞候條杯有之候向は何様取計不行届候様に相聞一依之交易方小役人佐川六

郎爲致出府産物爲登方取計也(家世實記)

産物會所はかくて江戸藩邸の保護の下に塗物、煙草、正阿彌銅細工等の諸商品販賣の圓滑、不正取締等のために設けられたもので、會所には江戸商人が守人として一人扶持を以て勤めた。

## 一、江戸問屋と商業事情

江戸物産會所設立後の會所運用の實際はどうか、寛政より天保まで四十年間の商業事情は一變するが、その間の商業事情を述べたものに左の如きものがある。

(産物、會所永續爲仕度廉)による

一、會所の儀は當時小綱町に商人共荷捌に候至極勝手なる場所に在之(註庄司守人は轉々す)當守人勘助は麻苧に本店有之、近頃は繁昌致候にて右店より會所の諸雜費相補ひ候由、他に會所の立行難澁の事に相開候全體他の會所と違ひ所務薄く外々にては問屋荷口銀の姿に取分在之、或は會所相渡し置、又は守人給亦下人給迄も渡し候、振合等共々手當方有之、相應の活計に相成り候も、當會所は當時一人扶持起荷方より元入相渡し置候迄に有之、且場所柄丈に會所地代一高く一ヶ月四十二兩二分程相拂ひ尤下人等相應召抱置、其上會所は荷物期節を以一纏に入拂等規定の通相歩み荷物切れ候間は貸藏に致、屋敷臨時に取候御國産物は多分渡し方有之候も不定に着荷に相成、其外に月亦御家中取交ぜ着荷も有之、荷數の程も不相分、明き藏を見詰

めに致處貸藏の考量も無之七月着荷の分、十一月下旬より漸く着荷致候體に候一ヶ月千駄迄見込五十兩前後に上り候由、右にて地代相補ひ候餘諸費は守人持出し大凡年々百金にも足し金を以て取續き候尙會所守株式譲り等の儀をも内々申立候振合に候

即ち商人自身が直賣を行ひ、問屋御を行ふもの少く荷着が不定で、家中荷と同時に取扱つた事、従つて商品の賣方一つで絶えず残荷又は明藏等になり貸藏敷で地代を支拂ふ事情に置かれた事を擧げてゐる。

かくの如く會所創設してあるとはいへ商取引が亂脈で、漆器の如きは田舎出株仲間株金なく抜荷取締のため妨止上組織された位で商品の値崩れは抜荷が原因であつた(註1)。従つて會所設立後は守人の交替廢止等の止なきに至り、又直賣の結果商人の代金徴收のため江戸滞在期間長く失費、残荷等による没落商人の出現も多くなつた(註2)。

(註1)

『値段賣崩れ候抜荷のために候一水戸出しと稱し國表持出候ても出先より引逃御府内に持込或は中途引受候他邦者右の業を致し問屋共買買塞候』

『全體田舎出の儀は出荷増取計のみには無之専ら抜荷妨ぎの見込申出候一爲試田舎出し人別相極め候計にて株式と申程の事も無御座様、傳手仕候(國産一件)』

(註2)

一、産物會所の儀前々には商人共永遠を始め、凡て爲取締の定出役被付置諸事取締方並値段賣崩等無之、行届罷在候儀に御座候處、右出役被相止候へば、商人共の内賣崩等無之行届罷在候儀に御座候處、右出役被相止候へば商人共の内、賣崩しは勿論、多分の金子遣ひ果し候者も有之、身上禿に相立候者も御座候、僅か十ヶ年此方にて禿に相成候者兩三人も相見え候し御役所内並諸商賣かかり檢斷の内より半年かかり成共會所へ出張被仰付、當會所守人勘四郎と申者し出張方にて取締致候はば可然し塗物、煙草、正阿彌、銅細工等の品々迄も捌方相かかり御國潤仕と考量仕候ししかし、右は必らずしも國元商人の値崩し、抜賣の結果でなく、江戸商人の商略に乗せられた點少なしとせず、現金渡しを行はず春卸し分秋に支拂ふ結果、殘荷返却し、殘荷はせり賣に値踏される等が行はれ、江戸商人はかくて不富な利潤を得たもので、その状態を左の如く述べてある。

〔江戸物産會所別楮取計御國産引立方見込の

仕法』による)

江戸産物會所之儀御仕居被仰付候後最早四十ヶ年にも相至り當時名儀相廣り、京、大阪其餘遠國に至迄、諸人相辨ひ、註文通の類其外諸荷物等迄も會所宛にいたし差出し候様相成勝手手筋に御座候處、皆以荷物の受拂計にて諸色相場保方等の計ひには無御座、先方不行付金子取に不相成候得ば諸商人共逗留に相成、江戸表へ出荷致度見込の者も差控罷在候振合に

て御國産に可相成品も自然と不賣品も儘有之候様に相成候に付御國産引立に相成候仕法左に申上候

一、御國産方第一塗物の儀當時江戸店二十七軒へ取引仕其餘の店々へは捌方不相成定に御座候由、依之御國産商人十四五人中兩度づつ罷登り兩組の店々賣渡御儀に御座候處塗物の儀諸國より持出し卸賣仕候由、乍去中には江戸表へ定出店差出し、或は送り荷等仕年中へ引張り商賣仕候様振合に相聞申候間、江戸表にて、利潤薄く専ら御當地の塗物を以、多く利潤を得罷在候様子に有之、右譯ケ柄の儀は以前より商人共、節を限り一己々々にて持登り、現取引仕罷越候、毎度同品持歩行直組仕候故商人共内證振り荷物の多寡皆以被見透入用有之品も不入之振にて抑引いたし、其上種々雜題申懸け、自由勝手に抜買いたし、寔に下人を取扱候如くに仕、心外とは乍存、手細の商人共にて仕切に不相成候得ば致方も無之儀に付無據、抑付に儘にて値組仕、其上勘定の砌に相至り爲替手形を以相渡、此儀も已前は二十日限りに引替候由に御座候得共當時の春登りの節より秋登の節迄引張り候振合にて、商人共誠の外迷惑仕候儀に有之、且御當地にて塗物仕入候、則吳服小間物、太物類の仕入金爲替に取組罷在候儀にて、右渡方の期を失ひ候ては銘々流行の道義塞り候に付、被仰付候儘賣拂罷歸り候者も有之、右様の次第に成行候ては何程御世話取極候共迎も値段可相保樣無之、其上去年中御苦勞被成下漸々の儀を以、六分方値上げる相成候得共、秋登りの節に至り難題

申懸け連判規定等爲致無法成事共にて右申懸り通に相成候ては、進退途を失ひ如何共可致様無之儀に奉存候、且店々の内にて邂逅現金に買取候得ば敷敷ねぎり其上伴頭手代寄集り拵參等相應ノ現金に買取候を恩ケ宜敷申立、無理に連行拵參場ノ諸費、右商人に爲取出候振合にて費方不少相懸り迷惑至極と相聞、内立の次第大凡書申上候通の振合にて身元丈夫成者は何とか繰合も在之儀に御座候得共望性薄の者共は數十日相渡候内には御當地より爲替取組に致候日限相缺け跡々手切し等に相成、甚以難蓋仕候儀に御座候、依之商人手元にて職人より買上候儀、連々いたし或は値抑仕、且盆前年末に至り、内間取商人共歸國不仕、其節を逃し候儀儘有之行逼り難蓋仕終には離散いたし、職業相廢し候様罷成越後、新潟にて板物様の品、専ら出來候由、元は御當地職人より持來り致候哉にて萬一此上離散いたし所々へ産を移し候體妨に相成可申、其餘仙臺等に相廣り候も有之振合と相聞、其根元を探り候得ば前方申上候通、江戸値抑致候に付無據職人を抑付候外無之、左候へば自然手抜き等も仕、其上商人共より前金相渡し置候分も不義理にいたし無是非、生國を離れ、他へ産を移し候體に相成儀に御座候

附り身元丈夫の者は纔に一兩人にて、其餘は皆以流行裁判いたし罷登り候者計りにて産物會所へ置荷仕繼登りの節、新荷は取受一同相捌、順繰に置荷仕候振合にては若又不致候得ば投資同様に致外無之、依而は利分の多少は逗留の長

短と身元の厚薄に拘り候様奉存候（天保二年の上書）では具體的にはどうか當時の商業事情と物産關係について不振挽回對處のため調べた天保十二年のものによると

- 一、商品の品柄表裏あり、手拔願繁な事
- 一、問屋の中間商略に乗ぜられて居る事

一、塗器、地太物等の他國製品が江戸へ進出旺盛で國元製品は見込薄すな事

等で大體拔賣りが大きな原因をなして居り、塗物、煙草、紙地太物、正阿彌類は殘荷多くその損失は職人へ轉嫁し職人は抜賣を行つてゐる事を指摘してゐるが、その状態並に對策を左の如く説いてゐる。

#### 御國産 一件

『御國産品近頃捌無御座由に候處、此度新增申付候故他邦出の産物等縮候様の儀杯有之候間如何に候間此上産物浮立に相捌、廣く他邦へ分可相致候に付如何取計可然哉』

右に對する應答書は

一、御國の惡弊にて凡ての品々表裏に善惡厚薄有之或は最初のは宜しく品賣出し、終には手拔、手くるふいたし、江戸方杯にてけ手拔の品をば會津産と申ふらし體の振合にも相聞候へども、此惡風は何にて取結候、凡て浮直實體の商力に相成候様取扱方！

此廉一國産商人其連々相表ひ一力無之値安に賣捌候て職方を押付候に付、品も處相に相成、且又御國産の辭にて抜け

がけに先きに打越し—塗並煙草の類は江戸問屋共へ相揃へ、残りも江戸産物會所より問屋へ口銀にても差出し外店へ直捌致候様仕度連も問屋共かけ引にあづかり居候ては荷高相かけ候様の程無御座候、猶又大阪中國筋、下ノ關邊御當地産物多分賣捌候振合も相聞候へば、是又見込有之候ても一兩度にて手を引候者數名有之、右遠國の捌方見込有之候者へは荷商に應じ仕居中無利御下り金被成下候はば、賣先相かかり候顯然に奉存候正阿彌も右に準じ振合に候見申候煙管の儀は江戸迄にて上方へは不向の體に相見申候

(中略)

殘荷入札は踏値にて—會所直揃と相聞候

一、—商人共相衰ひ職方を押付候に付自然と手抜にも至り候へども、全體は諸職共に御家人と同職有之候へども御家人は噴扶持御座候に付、夫丈值安に仕上げ候に付町家の者は不問合處より品物籠相に相成、勿論御國産の儀は何職に不限、働き方極弱にて賃料の薄きものに候様の人氣に有之、品物多く仕上げ候得共、手を抜き右手拔丈三時宛も餘に稼ぎ候に無御座候—塗物の儀の分は丸物、板物、蒔繪、惣輪と小組を立、右職人の内手際に相應にて子弟の内手数有之、自己□□を質し候にも差支無之者相撰み、組々の世話致組切一所に入數相纏め晝夜共、課を立爲働手抜無之、宜しく出來候者へは相應の御手當金を爲下、商人より職人の内其者限りに註文致候居り候に有之候右に付精出金五百兩願度候

一、紙の儀は郡御役所におゐて地元□度御取締御座候様仕度候一、地太物の儀は近來邦出増長致候様子に御座候處、追々手抜の品出來、先方より品物返し候儀も相聞、成丈け值安に考ひ商人より註文致、一反の内にも厚薄を拵へ候由にも相聞、若如何成儀申には職元にて手拔候様者も有之由、右取締方の儀商人は大勢も無之候へども、職元の儀は塗、煙草の如く、不相纏御家中並町在共に手廣成候事にて一旦は可行届存寄も無御座候間商人共へ□度被仰聞習俗爲取値候外無之様奉存候一、正阿彌近來上品も出來揃商の金高の過分に相置申候、抜かけの者多分有之、其上職人共相増し候に付出來薄多く次第に下落の模様にて廢業にも可至體—無利金にても御下げ金被成

候様天保十二年十二月

檢 斷

尙ほ、殘荷の分は問屋へ入札で捌いたので、下値になり、問屋の商略に乗ぜられて居つた。この間の十組仲間の關係、十組と問屋との口銀問題等があるが、これ又他日に譲る事とする。

右の如く會津物産の販賣組織は江戸會所中心とはいへ、組織立てる國元、江戸間の商業機關の不備、無統制のため、これが對處、組織立てる機關を必要とした。しかも、この機會に立つたのは江戸問屋と會津藩であつた。藩は天保十二年に間接的專賣類似の仕法を試みるべく乗り出したが、これより先に江戸問屋が會津産商品の一引受販賣を藩に願ひ出でた。專賣類似仕法への過程として、又、前述の商事情研究のため、江戸問屋の願書内容及び國元商人の訴答書を掲げてみる。江戸商人の願書

には

乍恐以書付申上候

一、御國元より御當地へ相通り候塗物、多葉粉商人共の間屋私に仰付被下度願上候。儘成金元證人相立御請負仕度。御國元の商人の荷物は江戸にて時々相場下値にて商人共賣兼申候はば相急に金子を取替右の商人共は國元へ相返譯にて尤時の相場を見合、商人共の勝手に成申様に可仕候、惣而商人共御當地長逗留仕候はば諸失費共大分かり。又商人共の儀損に可相成。私に何かと仰下置候はば諸商人の會所相立。私儀は只今まで御屋敷様の御口を計にて渡世仕。御家中の荷物一ヶ月に江戸屋敷より御國元へ二十駄相届け御國元より江戸屋敷へ千駄相届け一ヶ月合四十駄宛駄賃錢者私方にて相拂御荷物無之違相届け差上げ。御才料の儀は御屋敷様より御附取極可下置候道中諸入用等私方より相拂可申。四十駄の駄賃は御奉公に仕差上相別紙書付金高の内を以毎高金五百兩づつ御用度差上可申候。萬一相滞申右は請負人證人方より差上可申候。

天保八年寅十一月

三河屋清右衛門

御役人衆中様

即ち塗物、煙草兩品等間屋を一手引受け、諸商品下値の場合には時價相場にて國元商人へ引替へること、これは諸商人が集金等のため長逗留の失費を軽くする事ともなる。更に商品荷と落用荷計四十駄分は自費にて負擔し其上五百兩上納する事の條件

會津地方商業發達史序論

を述べてゐる。右塗器、煙草間屋營業の一切の見積り豫算は左の如くで兩品藏敷料として三千六百三十三兩餘、支出が土藏三十戸、手代、働男等の諸入用及上納金五百兩計三千餘兩の中差引一千六百兩の利潤となるものだ。

覺

一、塗物梳一萬個 但一ヶ四十人前入一ヶに付金一兩宛  
藏式口錢の儀は一ヶに付二兩五分宛

塗物金高二萬兩程右の藏式口錢の金高八百三十三兩一分程  
一、多葉粉 四萬個 但一ヶ四十ヶ入百ヶに付藏式口錢金七兩宛

右藏式 口錢金高二千八百兩程

二口ノ金三千六百三十三兩一分

内

土藏三十戸前 一戸前一ヶ月に金二分宛代金百八十兩

手代 二十人 給金飯米共に一ヶ月に付代金三百兩

働男 十人 同 一ヶ月に付代金百兩

内働の者 十人 右同斷 代金百兩

駄賃錢 代金三百五十兩程

諸入用金 五百兩

右者有増積りに御座候

ノ金千五百三十兩 但三千六百三十三兩一分の内

殘而 二千三百三兩一分也

此内爲御用金五百兩宛指上可申候

十一月

齋藤清兵衛

天保度の塗桶のみにて一萬個この金高二萬兩にして又煙草は四萬個の生産をみてある事が看取されるが、右に對する國元仲間の答書は塗物は間屋新設は藏敷口錢、雜用等掛るので縁者、直賣相對賣買が利潤多いので反對、煙草は江戸間屋にて値段の上下により、その都度販賣して居つたので、これ又反對、口錢七兩は不當で江戸間屋は二兩二分であると、何れも間屋取引反對を表明してゐる。即ち

一、塗物の件、近年商賣薄に相成申候に付過半間屋へ荷物揚不申所縁或者近付最奇の方へ持參仕候類も數多御座候、其上藏敷口錢雜用等掛り不申候様仕度御屋敷様方並店々へ直賣に仕、勝手次第に所々へ宿着仕候、尤塗物の件は利潤薄物に御座候へば店々へも相對直賣に仕、御屋敷様方よりも御用の塗物御註文を申受け、其上細々の塗物作り合致參直賣に仕候へば間屋相立申候ては甚不益に奉存候事

一、紀州塗物日野塗物、其外國々より江戸へ出し塗物共勝手次第に所々へ持參商賣仕候處、御當地塗物間屋御定被成置候はば、自然と塗物商賣彌々薄罷成、塗商人共塗師共に迷惑可仕様に奉存候

一、多葉粉荷物、江戸間屋三十軒程有之候、其内荷込に無御座候、間屋承合六七ヶ所へ荷割仕揚置申候て段々値段付を取、其内高値成方より賣出し下値成、間屋より多葉粉荷物引取高値成所へ出し相拂自由致來り申候へども、間屋一軒

に相成候はば左様成る儀も不相成、甚だ不益に候

一、多葉粉の儀は諸國より出し多葉粉荷物請込置而御當地多葉粉望不有節は餘國の多葉粉へ指加、相拂申もの數多御座候御當地より江戸向と申別而薄□物に御座候へ共、永久置在候へば、腐り色替り申候に付居掛り方々間屋承合値段良き所に相拂申候荷込の節は金子引替商人相返し申立、勝手に可相成由清左衛門申上候へば、當地たばこは色物に御座候故、間屋積金永置不相成候、然所間屋立荷込に相成候ては甚だ不益に候

一、清左衛門、多葉粉百斤に付藏敷口錢共に金七兩宛と申上候、當時江戸間屋屋敷口錢共に百兩に付金二兩二分宛に候  
年二月二十四日  
塗物商人共  
多葉粉商人共

一、會津藩物産專賣制類似仕法と

株仲間

如上によつて判るやうに會津商人の商習慣たる拔賣、直賣等の相對賣買に依存し、他間屋の乗ずる處となり、無統制のまま推移したが、遂に藩保護の下に藩專賣的仕法に進展するに至る。これより先き前述の如く藩は寛政废物産會所を設置し、折柄の諸産業の興隆に伴ひ諸株仲間を許可し、又既仲間を再編成せしめ、文化年間四十の仲間が成立するに至つた。この間文化七年に物産役所を設け、まづ陶器、人參の專賣制を敷き、更に漆器

陶器、生糸、麻布、煙草の諸生産品を藩支配下に集めて監督し諸仲間よりは冥加金、寸志と稱して課金するに至つた。この産業及商業利潤の藩收奪は財政補填として施行されたもので、諸藩の専賣制が財政々策と結びついてゐるのと同様の内容をもつてゐるものである。藩は他の機會に詳述するやうに、(一)専賣制、(二)商人仲間よりの課金等の二の仕法を以て財政に充用したものであるといへる。

ところが右げ文化より天保十三年までの仕法でこの中、十三年六月十六日附で仲間冥加金上納を廢止して、株式徴收と改めた。理由は諸品値下げと物價調節、諸職人及商人等定額外値賣買防止のためと稱してゐる。

では、この『株式徴收』とは何か、正直の處これに關する資料が所藏されてある所を知りながら、その機會を得ないので、若干の資料を基として述べる外ない。ところで、前節で述べた塗梔及煙草一手引受け失敗後、江戸會所の守人勘助が天保十二年諸商品一手引受けの仕法書を藩に申請した。右によると諸商品の販賣は直賣、拔屋等を阻止し會所一手にて從來の指定間屋のみでなく外間屋へも廣く販賣する。殘荷處理及賣上代金徴收の便宜上千五百兩備金として貸下げ利息は四十兩に一分の割合で又殘荷に對しては擔當貸金八分とし、三十五兩に一分の利子を以て貸付け、會所には十兩と利息を頂戴し、更に國元商人江戸販賣未徴收金はその手形を預かり、これを擔保として貸付けを行ふ、この場合商人は藩に貸下げを願出でる。返納は月の半の

場合は十五日を境ひとして利息半月分と共に上納、勿論貸下げには證文を附する事等と内容とする。この仕法によれば殘荷捌圓滿に行ひ、國元商人の失費を防ぎ、商品會所一手販賣に付販路統一するに至ると述べてある。その全文は左の如くである。

御産物取扱方御仕法書

乍恐以書付申上候

一、御會所守勘助奉申上候御國産諸職商共引立方の儀に付先年御會所守相勤候漸く清兵衛並御國元檢斷中より被差出候御産物取扱方存寄書寫二册奉一披見仕候處、兩様共宜敷御仕法と奉存候右の内清兵衛存寄出の儀は諸家様御産物御取扱の振合に一職商引立儀御國益に可相成仕法有之申候者一、御國産數品の内塗物類の儀格別に御座候處、近來御府内商人手元却而不融通勝にて多分の品買杯出來荷數多分着仕候節自然と値押致候儀毎度の儀にて御國商人衆中御難蓋の由承知仕一右の外に正阿彌細工の儀も右の振合にて有之、右等の節殘荷物引當金子用立吳候様一何分時節に金主も出來兼候間、何卒金千五百兩高御備被下置金四十兩一分にて御貸下げ被下置度奉願、左候へば、右殘荷爲引當金高の内八分通利足三十五兩一分の割合を以、貸附仕十兩と利足の儀は私一諸雜費頂戴被仰付候願候、且又御府内商人へ御産物賣代金迄爲替等にて當表出立の節被成難儀候御方へは右爲替手形相預り塗荷、其外の品共に同様右手形書引當貸附仕候へ融通宜しく相成候付職方引立の儀にも罷成可申且

は右品切値段候相保、追々値段引立にも相成可申入  
 一、殘荷或は爲替手形當に商人衆望の度、每中下け金の儀可  
 申上候間、其節々御掛り様にて當て内御見届の上其毎度御  
 貸下け金被成下候様仕度候事

一、右引替貸の返納に相成候節は早速御役所へ上納仕置候様  
 可仕候

一、右御引其金月半に拜借相願候節並御上納共に十五日を境  
 に仕利足半月分相納候様被成下度候

一、爲替當丁内の儀朔日に相成候へば先々迄無油斷懸合御威  
 光を以、是非共取立候様取計、萬々一滞り候節は商人衆よ  
 り納に相成候様取計可仕事

一、右御貸下金被成下候節は身元丈夫の者證人に相立私借用  
 證文を以拜借可仕候

右産物産物、正阿彌細工の外乾物、藥種類、麻類其外諸品御  
 座候へ共足迄御會所へ荷物附込にも不相成様子も駈と不相譯  
 候處、是以外引替貸等取計候へば、自然會所へ荷物も相纏ひ  
 候様子可相成儀、左候へば値段相保ち候取計にも可有御座候  
 と奉存候猶右等の儀は工風仕近々可申上候處、前書の始末被  
 爲聞相譯御國産商職御引立格別の御吟味を以御貸下け金被成  
 下置、取扱仕度此段奉申上候 以上

亥十二月

御産物御掛御役人衆中様

御會所守勘助

右の仕法を更に分析すると國元間屋及仲間よりの商品は一旦

江戸會所に集荷される、會所に於ては荷受手形を發行し、藩の  
 指定せる江戸間屋に委託販賣さし(註1)、間屋はそれ〴〵販路  
 を求める。代價は會所に於て取立て若し異變ある場合は收納金  
 を以て償ふ(註2)ものである。

國元商人への支拂ひは荷捌代金を貸付と稱し(但し代金徴收  
 困難か江戸出立難儀者とある)前代々金の形式で受取り、しか  
 も口銀される。この貸付分は會所に江戸間屋より回收し(註  
 3)貸付金は國元年貢によつて徴收する仕法であるといふ事が  
 出来る(註4)

右は殘荷及び代金徴收困難商人へ立替貸付のためといふ仕法  
 であるが、この問題は間接的專賣仕法といつても、商人資本が  
 微弱で藩の保護を必要とし、しかも、貸金のみに限定される事  
 と藩は積極的には仕法を必要としてない等の點で、從來の會所  
 取扱によつて事と思はれる。これ等の事情については資料が甚  
 だ不充分であるが藩の間接專賣制類似仕法が實現せんとした事  
 情と會津の商業と江戸商人及會所等の事情について參考になら  
 ば幸ひで、後證を俟つ事とする。

(註1)

一、會所直捌に無御座候ては逆も可引立見込無之、乍去、

公邊へ御申立に相成候ては乙甲にも相成候儀に付、諸國

産物會所にても被取行候通其向、間屋共に口銀差出候上

直捌仕候はば、故障申立候節在之間敷く、併、御當地産

物は江戸間屋共格別利潤に相成候由にて、彼是妨げ仕候

様子に相聞候處、一、二兩組にて二十六軒の内にも十五  
六軒ならび、取引仕候店無御座、右の體者計りに被押捺  
賣先き相縮み候體に御座候、其外店と唱へ候分は大凡五  
六百軒有之候由、彼等共方へ取引出來候へば顯然揃高も  
相増、自然値段保ち乍然、兩間屋の儀に付、江戸表着  
荷の分一端同店へ相揃の上殘荷に相成候分計口銀差出し  
會所にて値段揃致度！

(註2)

一、爲替と唱へ引替候分は賣先手形握り引替候而期日通り  
會所にて爲取立、右取立の間に異變有之候節は商人一體  
より爲價候様仕度、尤右引替候分は收納金繼合格を以引  
替候儀に候へば、問屋方にて容易に滞りなく天保四巳年  
中殘荷捌方公邊にては右捌方代三十日目無相違、相納候  
趣一萬一滞の節は右の廉を以て候！

(註3)

一、賣捌代金年貢取立申譯は一仕法は一殘荷並代延爲若手  
形を以仕切差出し候分、江戸御勘定所產物方の宛に爲取  
置右の分、口銀の上引宛貸取計取立候儀に御座敷より會  
所守人へ申付□村自然に取立引替貸へ相復し候故仕法を  
以て！

(註4)

一、諸國產物會所の儀は產物の品々捌代年貢に建向け取立  
候と申譯を以相設け被置候由、尤諸家内様にて取建至候

會津地方商業發達史序論

會所の儀は則當地より取建に至り、□追々被相設候内に  
候へども餘國は皆以御領主にて年貢につき候分申記公邊  
へ御□けに相成居り候に皆勢宜しく候  
一、道中運送方は道筋日數を經候様にては品物の損じ有之  
萬一先方期節を過ごし一値段被仰付候に付果敢行方被仰  
付候

正月

築田仙右衛門

一、結 び

以上甚だ素朴ながら、會津領商業の發達を株仲間を中心に産  
業構造をみながら概観したが一、仲間の全面的研究が缺けてあ  
る事 二、市場と都市構築の研究と外來資本侵入の過程 三、會  
津領内商業資本の検討(都市並農村) 四、問屋制商業資本の研究  
五、藩專賣制と商本資本並專賣類似仕法等の諸問題を深く掘り  
下げる事を反省される。又本稿では漆器マニア外の問屋制工商  
等を全部除外した。これは前諸項と共に検討中である事と資料  
の點に於て缺くる處あるので一先づ前述の資料掲出と概観に終  
つたものである。本稿に對して大方の叱正と御教示並に資料の  
指示提供を願ふ次第である。

尚ほ起稿に當つては財團法人齋藤報恩會の研究補助によつた  
事を記し、その學恩を謝すと同時に資料の閱覽を許された、若  
松市築田英次郎氏山口孝平氏並に會津圖書館林毅氏、同市五十  
嵐竹雄氏に對し深謝するものである。(十七年十二月十日)